

令和3年10月27日提出

令和4年度に向けた  
農地等利用最適化推進施策に関する意見

令和3年10月

周南市農業委員会



貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本委員会の活動に格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は依然として、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、農業所得の大幅な減少など、非常に厳しい状況が続いております。

さらには、近年の気象変化による農作物への気象災害やイノシシなどの有害鳥獣の増加による農地等への被害など、以前はまれであった農業被害が増加を続けている状況であります。

こうした中、本委員会では、本市の農業者の代表機関として、農業委員会の最も重要な必須事務に位置付けられている「農地等の利用の最適化の推進」に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に努めております。

本年6月には、推進に関する目標及び推進の方法を掲げた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更を行い、取り組みの更なる推進に向け邁進しているところです。

しかしながら、農業委員会は、事業の直接の実施機関ではなく、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農地等最適化推進施策を企画立案し、実施する関係行政機関等の全面的な協力が不可欠であります。

つきましては、令和4年度の施策展開及び所要の予算措置に、特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第38条第1項の規定に基づき、ここに、「農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見」を提出いたします。

令和3年10月27日

周南市長 藤井律子様

周南市農業委員会

会長 山下敏彦

## 要望意見項目

### 1 担い手への農地利用の集積・集約化

- (1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援
- (2) 多面的機能支払交付金制度の導入支援及び活動組織への支援拡充
- (3) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

### 2 遊休農地の発生防止・解消

- (1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援
- (2) 中山間地域等直接支払制度に取り組む持続可能な生産活動に対する支援
- (3) 鳥獣被害防止対策の強化

### 3 新規参入の促進

- (1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の強化

### 4 その他

- (1) （仮称）太陽光発電設備の設置に関する条例の制定
- (2) 生活道となっている農道の維持管理の支援拡充
- (3) 非農地判断した土地の地目変更登記の円滑な実施
- (4) 農業振興地域整備計画・農用地利用計画の全体見直しの実施
- (5) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施
- (6) 「人・農地プラン」の着実な実行・実現

# 令和4年度に向けた 農地等利用最適化推進施策に関する意見

## 1 担い手への農地利用の集積・集約化

### (1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

地域において、効率的な農地利用と担い手への集積・集約化に取り組むために、農作業道や農地造成等の基盤整備の必要性は強く認識しているものの、活用できる事業や補助制度については、農業者又は団体単独で研究・検討するには限界がある。

そこで、国・県の事業も含めた支援制度の積極的な周知と、地域の特性に応じた活用方策の提案などきめ細かな営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ、制度活用のための支援を行われたい。

### (2) 多面的機能支払交付金制度の導入支援及び活動組織への支援拡充

農地や農道、水路などを保全する地域活動を支援する「多面的機能支払交付金」の制度について、その内容を知らない農業者も少なくなく、事務的な負担等から導入をあきらめる地域もみられるため、説明会を開催するなどの周知に努め、農業者からの相談や組織設立等に対して支援をされたい。

また、既に活動している組織においては、中心となる農業者の高齢化・減少などにより、農用地や水路、農道等の保全管理や施設の長寿命化に向けた制度活用のための事務手続きに対する農業者の負担が増加する傾向にある。

多面的機能支払交付金事業の活動を支援する専門担当職員の配置や、広域活動組織化の推進など、取組の継続のために、活動組織への支援拡充に取り組まれたい。

### (3) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

農業を営む上で、農地の整備が重要であることは言うまでもないが、隣接する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因となる。

市内には、農業生産基盤である農道や水路が完成してから長い年月を経ており、経年劣化により整備の必要な地域がある。

特に、経年劣化や大雨等で破損して通行や取水に支障をきたすと営農活動に影響がでるため、被害等があれば市において迅速に対応していただきたい。

また、農道や水路の整備には、原材料支給による地元施工での整備があるが、1回に支給される量が限られているため、場所によっては数年かかることもある。

地域の状況を考慮した上で原材料の支給量について柔軟に配慮していただき、営農環境の更なる向上を図っていただきたい。

その他水利に欠かせない頭首工が機能を果たしていない地域では、営農に支障をきたしている状況もある。

さらに、中山間地域では、山水を水利としているところがあり、水源となる山林が近年管理されずに荒廃し水路に流れていた水が枯渇した事例や水路上流の農地が荒廃し用水路が機能しなくなった事例等も発生し、最近の異常気象による災害も加わり、水稻栽培で必要な時期に水管理ができず耕作放棄に至ることも考えられる。

水源から耕作地への水の供給施設の復旧等は、個人では負担が大きく対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用での対応にも難しい面がある。

このような点を踏まえ、農業用施設の維持修繕に対する支援をお願いしたい。

## 2 遊休農地の発生防止・解消

### (1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援

中山間地域等では、若者が採算性のない農業を避け、市街地へ流出して、地域では高齢化が進み、後継者がいないため、遊休農地や再生困難な荒廃農地が非常に多くなってきている。

(昨年度の「人・農地プラン」の実質化に向けた情報交換の中で、後継者不足が非常に深刻で今後の方向性も出せない状況があった。)

また、ほ場整備のされていない農地も多く、農地が狭く、農機具の搬入が容易でないなど、農地の利用の集積・集約も難しい状況にあり、生産基盤等の改善が必要な所も存在する。

こうした中で、中山間地域等の農地を守り、農地の持つ多面的機能(景観、災害

防止等)や地域の集落を維持する観点を踏まえ、小規模・家族農業を継続していくためには、農機具の維持管理が大きな負担になっていることから、省力化機械の導入の支援制度を検討されたい。

## (2) 中山間地域等直接支払制度に取り組む持続可能な生産活動に対する支援

農業の生産条件が不利な中山間地域等において耕作放棄地の発生防止や、用水路及び農道等を維持・管理していくため、集落で協定を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合には、中山間地域等直接支払制度による支援が行われている。

今後、協定参加者のさらなる高齢化が進み、集落単位での組織活動の継続が困難になった場合に備え、主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化に対する支援などが必要となることから、引き続き、協定農用地の維持を目指した支援制度の拡充とそれらの活動を支える体制強化を図られたい。

## (3) 鳥獣被害防止対策の強化

有害鳥獣被害は、食害による収入減少だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる生産基盤の破壊が、農業者の営農意欲を減少させ、耕作放棄地の増大にもつながっている。

地域で一斉に駆除する体制構築など効果的な捕獲活動や侵入防止柵整備の促進、また、農業者への狩猟免許取得に係る助成拡大などによる捕獲従事者の確保など、今後とも、鳥獣被害防止対策を強化されたい。

# 3 新規参入の促進

## (1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の強化

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題である。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながり、地域の安定的な生産体制を維持していくためにも、学校を卒業した若者のほか、Uターンや定年退職後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策を取ると

ともに、新規就農者に対する技術習得や経営相談等についても、農業技術向上のための研修や講習会、営農計画の指導等、農業経営の安定のための支援を実施するなど必要に応じた適切な支援体制を強化されたい。

## 4 その他

### (1) (仮称) 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定

現在、国の固定価格買取制度（F I T）のもと、太陽光発電施設に係る農地の転用許可申請が多数行われ、農業委員会は、事業内容を厳正に審査するとともに、転用許可後においては事業完了を確認するなど、農地法の適正な執行に努めているところである。

（本市の令和2年度の省エネ発電設備への農地の転用許可は29件、37筆、44,749㎡、転用届出は7件、10筆、7,506㎡、合計では36件、47筆、52,255㎡）

こうした中、国は電源構成比における再生可能エネルギーの比率を増やす計画で、農林水産省においては荒廃農地の活用を踏まえ、非農地判断の徹底について（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知）では「再生利用が困難な農地」を非農地判断（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。）により農地に該当しないもの（以下「非農地」という。）にすることにより太陽光発電設備の整備の可能な区域とし、これにより再生可能エネルギーの導入を促進しようとしている。

太陽光発電をめぐるのは、周辺住民とのトラブルが想定されることから、本委員会では、太陽光発電設備の設置者等へ、前もって周辺への配慮、排水路の対応、廃棄費用の積み立て義務化への対応等を促す「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」を作成し、窓口へ備え置き、またホームページにも掲載している。

しかしながら、農業委員会で対応できるのは農地のみで、非農地判断により非農地となった土地には対応することができない。

また、農地を転用して太陽光発電設備を設置した土地にも対応できない。

そこで、今後ますます太陽光発電設備が増えると予測されることから、自然環



境や生活環境との調和を図る観点から、農地のみならず市内全域の土地を対象として、「(仮称) 太陽光発電設備の設置に関する条例」の制定を提案する。

(太陽光発電設備の自治体側への届出や同意、許可といった手続や規制区域などを定めた規制条例をつくる自治体が増えており、7月19日時点では150市町村、4県の計154条例がある(7月20日付け朝日新聞)。山口県内では美祢市の「美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例」(平成30年3月制定)がある。)

## (2) 生活道となっている農道の維持管理の支援拡充

市内の農道の多くは、里道(通称赤線)に、地元から提供された隣接の土地を併せて加工し、拡幅したもので、底地は市所有の法定外公共物(登記なし)と個人所有の公衆用道路(登記簿上の地目は田又は畑)からなっている。

当初は農業生産基盤の為の農道として整備されたものの、近年は農地の宅地化が進み、機能上生活道としての比重の方が高くなっており、規格上から市道認定はできないものの、利用状況からみると、市道といっても過言ではないものもある。

農道の築造は、市が直接工事を担当し、完成後に地元管理となっているが、当初にアスファルト舗装されたものが、経年劣化によるひび割れ、さらには穴ぼこが生じ、1(3)で述べたレミファルト等の原材料支給による地元施工では、到底追い付かない状況も生じている。

また、生活道としての役割が大きくなっていることから、農業者のみが維持管理を担うことにも限界があり、かつ、公平感に欠けるように感じられる。

生活道となっている農道について、定期的なアスファルトによる舗装の張替えなど支援の拡充を検討されたい。

## (3) 非農地判断した土地の地目変更登記の円滑な実施

本委員会では、農林水産省経営局農地政策課長が、令和3年4月1日付けで発出した非農地判断の徹底について(以下「非農地判断通知」という。)を踏まえ、非農地判断の徹底を図ることとし、新たに、非農地判断に係る事務処理要領、非農地証明に係る事務処理要領及び登記官等からの照会に係る事務処理要領を制定し、10月1日から施行した。

これらの要領は、登記簿上の地目が田又は畑である土地について非農地判断の

結果、非農地とした土地については、非農地通知（証明）一覧表を作成し、山口県、本市（農林課及び課税課）、山口地方法務局周南支局等に通知することとしている。

また、非農地判断通知では、農業委員会が非農地と判断した土地について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 381 条第 7 項の規定（「市長村長は、登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合には、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市長村長に通知しなければならない。」）に基づき、市長村長が法務局に対して地目変更の申出（以下「第 381 条申出」という。）を行う取扱いに言及している。

第 381 条申出については、非農地判断した土地の地目変更登記の申出について（令和 3 年 6 月 11 日付け 3 経営第 882 号農林水産省経営局農地政策課長通知）により市町村（農業委員会を含む。）は、市町村長が登記所に対して地目変更の申出を行う前に、法務局と協議し、処理方法について調整することとなっている。

については、地方税を所管する課税課において、本委員会とともに法務局と協議の上、市長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行う仕組みを確立し、非農地判断した土地を含め、登記地目と課税地目が乖離した土地等の地目変更登記の円滑な実施をされたい。

なお、法務省では、地方税法第 381 条第 7 項の申出に基づく登記官の職権による地目の変更の取扱いについて（令和 3 年 6 月 11 日付け法務省民二第 839 号法務省民事局民事第二課長通知）により、地方法務局長あてに、農業委員会等から協議があったときは積極的にこれに応ずるとともに、当該取扱いについて実施要領を定める等必要な措置を講ずるよう通知している。

また、毎月開催の本委員会の総会の議案・報告の中に地目変更の要因となる農地転用、非農地証明等の案件があることから、議案書を課税課に送付しているが、これらについても、第 381 条申出の適用を検討されたい。

#### (4) 農業振興地域整備計画・農用地利用計画の全体見直しの実施

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条の2第1項は、「おおむね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う」と規定し、同法第13条第1項は、「都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない」と規定している。

このように、農業振興地域整備計画は、市長の職権発動により策定又は変更されることになっている。

農用地利用計画策定の目的は、守るべき農地を守り、後世に引き継いでいくことと考えるが、中山間地域等にある農振農用地には、耕作する後継者もなく、転用することもできず、管理が非常に難しく、農業上の土地利用が困難な荒廃農地や狭小農地などが散見して現況との乖離が広がっている。

このような事情の変化も十分に考慮された上で、基礎調査を通じて全体見直しを行い、農業振興の実効性のある農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更をされるよう要望する。

#### (5) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施

地籍調査については、熊毛地域の全域や鹿野地域、湯野地区の一部で実施されているものの、大部分の市域で実施されていないため、農業委員会において、農地の現況確認や利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合がある。

特に基盤整備がなされていない地域では、農地に境界杭等がない場合が殆んどで、あっても境界杭等が不定形な場合が多い。

また、農地の位置や境界を把握している地元精通する農業者が高齢化により少なくなっていることから、農地を相続した者が当該農地の位置や境界を特定することが困難な場合が、今後多数出てくる恐れがある。

さらに、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも地籍調査は必要である。

このような緊急性を踏まえて、今後とも予算の確保とともに早期完了に向けて計画的に事業を推進されたい。

#### (6) 「人・農地プラン」の着実な実行・実現

市内 24 地区のうち、「人・農地プラン」が実質化された 21 地区では、将来に向けて「守るべき農地」と「担い手」を明確にしたプランに基づき、中心経営体を始めとする担い手への支援強化や、地域の農業基盤の整備を進め、優先的かつ計画的に農地の集約化を図るよう努められたい。

中心経営体を特定できない条件不利地域については、新規参入者の確保等を支援するとともに、支援事業の要件緩和や優先的な事業採択に努められたい。

実質化されていない 3 地区（徳山、新南陽、久米・鼓南・大津島）については、実質化されるよう努められたい。